



島根県報

平成16年 3月30日 (火)
号外 第 40 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県予算規則の一部を改正する規則

(財 政 課)

公布された条例等のあらまし

島根県予算規則の一部を改正する規則 (規則第27号)

1 規則の概要

財政課長合議事項の整備 (第18条関係)

2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

規

則

島根県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第27号

島根県予算規則の一部を改正する規則

島根県予算規則 (昭和39年島根県規則第66号) の一部を次のように改正する。

第18条第 7 号イ中「事業内容に変動のないもののうち、1件5,000万円未満のもの及び全額が国庫支出金を財源とするもの並びに毎年支出する経常的経費に係るもの」を「かつ、事業内容に変動のないもの (特に重要なものを除く。)」に改め、同号ウ中「貸付金」の次に「(予算の範囲内で、かつ、貸付内容に変動のないものを除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

